

税情報

令和3年度における土地・家屋の価格を確認できます

固定資産税の納税者が、所有する土地と家屋の令和3年1月1日時点の評価額を町内のほかの土地や家屋の評価額と比較できるよう、土地・家屋価格等縦覧帳簿を設置しています。

■設置期間および時間
4月1日(木)～5月31日(月)
午前8時15分～午後5時

■確認ができる方
町内に土地・家屋を所有する納税者

■設置場所・詳細
役場1階
町民課税務・収納グループ
☎25-2136

暴風雪や大雪による家屋倒壊などの被害を受けた方へ
固定資産(家屋や倉庫など)をお持ちの方で、冬季の暴風雪や大雪により破損や倒壊などの被害に遭われた方は、固定資産税の減免の対象となります

場合があります。まずは、税務・収納グループまでご相談ください。

■詳細
町民課税務・収納グループ
☎25-2136

福祉情報

心身障がい者の巡回相談が実施されます

令和3年度の北海道立心身障害者総合相談所による巡回相談が、次の日程で実施されます。

身体障がい、知的障がいのことで相談の希望がありましたら、お問い合わせください。

■開催場所および日程
○北見市
5月25日(火)～26日(水)
10月13日(水)
令和4年1月18日(火)～19日(水)

○網走市
7月27日(火)～28日(水)
10月12日(火)

○紋別市
6月2日(水)
○相談内容
○身体障がいおよび知的障がいの方々の医学的、心理学的および職能的判定
○補装具の処方および適合判定
○その他、身体障がいおよび知的障がいの方々の専門的相談

※相談は予約制ですので、希望される方は実施日の2カ月前までにご連絡ください。

■問い合わせ
保健福祉課福祉介護グループ
☎25-3847

オホーツク相談センターは、次のようなお悩みをお持ちの方からのご相談を受け付けています。悩みごとを伺い、一人ひとりの抱えている問題に寄り添って解決方法を考え、利用できる制度やサービスなどを活用しながら継続的にサポートしていきます。

■相談内容
○病気で働けない
○住むところがない
○仕事が見つからない
○家賃を払えない
など

春の火災予防運動を行います

春先の火災を防止するため、次のとおり春の火災予防運動を行います。

■予防運動期間
4月20日(火)～4月30日(金)
4月20日(火)

清里市街 午前9時～
札弦市街 午前10時10分～
緑市街 午前10時50分～

■啓蒙事業所訪問
4月20日(火) 午前9時～
期間中毎日、午後7時より30秒間

■町内予防広報
火災予防運動期間中、町内市街地区を巡回します。

■防火査察
防火対象物、危険物施設
■詳細
消防署清里分署
☎25-2110



就学に関する巡回教育相談が行われます

北海道立特別支援教育センターによる、お子さんの障がいや発達、行動の様子に不安のある保護者を対象に、就学に向けた教育相談が行われます。なお、相談は無料で、相談内容の秘密は守られます。

■相談の対象者
①来年度小学校へ入学予定のお子さんの就学に関する相談を希望される方
②その他の特別な事情があり相談を希望される方

■日時
6月15日(火)・16日(水)・17日(木)
午前9時から午後5時まで
※17日(木)は午前10時30分まで

■会場
網走子ども発達支援センター「ふわり」

■申込期限
4月19日(月)まで

■その他
申込人数により、ご希望に添えない場合があります。

■詳細・問い合わせ
生涯学習課学校教育グループ
☎25-2139

■相談先
オホーツク相談センター
ふくろろ
☎0157-25-3110

■受付時間
平日
午前8時30分～午後5時30分
※休業日の対応は要相談

■問い合わせ
保健福祉課福祉介護グループ(保健センター内)
☎25-3847

生活情報

舗装道路の一斉清掃にご協力ください

雪解けによる汚れやごみを一掃し、環境美化を推進するため、市街地区の舗装道路の一斉清掃を行います。

■日時
4月20日(火) 午前6時～

■実施地域
清里・札弦・緑の各市街地区
※当日の土砂やごみについては、肥料袋などに入れて口を縛ってから、ごみステーションまたは道路脇に出してください。

■問い合わせ
町民課町民生活グループ
☎25-3577

不法投棄・ポイ捨ては禁止です

空き缶やペットボトル、たばこの吸い殻などを道路や河川などにポイ捨てする行為は不法投棄です。

不法投棄は犯罪となり、5年以下の懲役または1千万円以下の罰金が科せられる場合があります。

きれいな町を守り続けるために、不法投棄を「しない」「させない」よう心がけましょう。

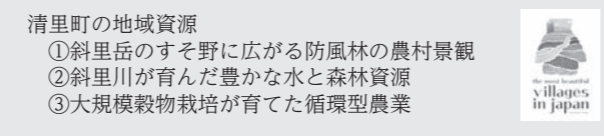
■問い合わせ
町民課町民生活グループ
☎25-3577

畜犬取締および野犬掃うを行います

清里町畜犬取締および野犬掃う条例に基づき、野犬掃うを行います。

期間中放し飼いの犬、または野犬については薬殺処分などとなりますので、飼い犬を必ず鎖などでつないでください。また、飼い犬が逃げた場合

美しいまち通信



季刊 日本で最も美しい村 2021 春号配布中
「日本で最も美しい村」連合では、年に4回季刊誌を発行しており、現在2021春号を用意しています。今号では、新型コロナウイルスへの対策として、町内世帯へ全戸配布を行った消毒用アルコールについての話題が掲載されています。季刊誌は、きよ～る、図書館、役場2階企画政策課にご用意していますので、手に取ってみてください。

第2期清里町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について

■総合戦略推進委員会を開催し、意見をいただきました
人口減少の歯止めや持続可能な地域をつくる取組みとして進める事業を束ねる、「第2期清里町まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、2月19日および3月16日の2回、総合計画を策定いただいた委員を「総合戦略推進委員」として委嘱し、意見をいただく機会を設けました。

本町の総合戦略は、第6次清里町総合計画の前期5カ年と同じ期間で設定を行い、総合計画を進めるまちづくりの各種事業のうち、重点となる人口減少、生活基盤、人材育成と「しごと」の分野について展開を示すものです。
委員会では、人口減少対策や、地域交通などの課題対応について「着実にスピード感を持った展開を願いたい」などの意見が出されました。
総合戦略について、内容を



3月16日に開催された推進委員会の様子

■問い合わせ
企画政策課
まちづくりグループ
☎25-2135

清里町若者・若者世帯居住推進家賃補助事業を行います

若者世帯の民間賃貸住宅居住者へ家賃の補助を行うことにより、移住定住を促進し、人口の増加と地域の活性化を図ります。

■対象者

- (1) 町内の賃貸住宅に住所を有している方
- (2) 入居者が当該賃貸住宅を所有する方またはその親族（2親等以内）でないこと
- (3) 入居者が当該賃貸住宅を所有する法人の役員またはその親族（2親等以内）でないこと
- (4) 生活保護を受けていないこと
- (5) 世帯員全員が、町税など本町に納入すべき納入金を完納していること
- (6) 清里町暴力団の排除の推進に関する条例第2条に規定する暴力団の構成員でない方

※収入のある方が公務員の場合対象外です

■交付金額

家賃から住宅手当を控除した額に次の世帯に応じて、12カ月ごとに、最大36カ月分を交付します。

○若者世帯

家賃額の20%（上限1万円）
○若者夫婦世帯および新婚世帯
家賃の30%（上限1万5千円）
※小学生以下の子ども1人当たり月額5千円加算（最大2人まで）

■世帯定義

○若者世帯
全世帯員が入居日の年齢が40歳未満で、世帯員のいずれかに転入前1年以上町外に住み、転入後1年以内に賃貸住宅に居住した方がいる世帯

○若者夫婦世帯

夫婦いずれも入居日の年齢が40歳未満で、転入前1年以上町外に住み、転入後1年以内に賃貸住宅に居住した夫または妻がいる世帯

○新婚世帯

夫婦いずれも入居日の年齢

が40歳未満で、婚姻の届出をし、婚姻の日から1年以内に賃貸住宅に居住している世帯

■申請方法

補助金は、対象月（12カ月以内）分を年1回交付します
ので、毎年3月末までに賃貸借契約および家賃の支払い状況が確認できる書類（領収書などの写し）を添えて申請してください。

■詳細と申込先

企画政策課
まちづくりグループ
☎25-2135



共創のまちづくり事業を募集します！

地域の皆さんが主体となつて行う地域内の活動や交流の創意ある事業、清里町の魅力を町外へ広く発信する公益的な事業の経費を補助し、活動団体などの自主的・自発的な活動を支援します。

■対象団体

- 町内で活動する団体（町長が認めた非営利団体など）
- 2つ以上の自治会による地区組織
- 自治会

■要件

- 活動拠点が町内にあること
- 活動内容や予算の内容が適正であること
- 法令・条例の違反や公の秩序、または善良の風俗を害する活動をしていないこと

■交付基準

1事業につき事業費の3分の2以内（特に必要と認める場合は、10分の10以内）で、限度額は50万円以内です。
また、他の公的機関などからの支援がある場合は、その支援額を除いた額となります。

なお、特認事業として清里町の魅力を対外的に発信するなど公益的に行う事業については、限度額100万円まで支援します。
詳細については、企画政策課まちづくりグループへお問い合わせください。

■申請方法

企画政策課まちづくりグループに備えている所定の申請様式（町ホームページからダウンロードできます）に必要書類を添付し、お申し込みください。

■事業審査方法

住民組織である「まちづくり運動推進協議会」が、審査基準に基づいた審査を行います。その際、申請者から事業内容や予算などの詳細をお聞きします。

■概算払い請求

交付金の認定を受けた団体などは、認定額の7割以内の範囲で、概算払い交付金を受け取ることができます。
■事業実績報告・請求

■令和2年度認定事業

○団体名	花火大会実行委員会 代表 岩佐 雅直
○事業名	「厄払いを兼ねて」サプライズ花火大会事業
○内容	コロナ禍の町民への心の安らぎの提供と、新型コロナウイルス感染症の終息を願い、サプライズ花火大会を開催
○団体名	まちおこしネット・オールさつる・かもい 代表 森 静夫
○事業名	町おこし活性化事業 雪のフェスティバル
○内容	札弦地域活性化のため、道の駅に雪像や大型雪だるまなどを設置するほか、コロナ禍の町民に元気を与えるため、花火大会を開催
○団体名	札弦クロスカントリースキーコース設置委員会 代表 嶋田 武志
○事業名	札弦地区クロスカントリースキーコース設置事業
○内容	スノーアクティビティの場の提供と、旧光岳小学校利活用の発端作りを目的に、旧光岳小学校グラウンドにクロスカントリースキーコースを設置
○団体名	きよさとメッセンジャー 代表 貝塚 優子
○事業名	フリーペーパー「きよさとスタイル」発刊事業
○内容	清里町の魅力の発見と情報発信を目指し、神の子池やさくらの滝、じゃがいも焼酎など、本町の「水」をテーマにしたフリーペーパーを発刊・配布

昨年度は、住民自らが企画する創意ある取組みとして、上記の4事業で交付金をご活用いただきました。要件の確認や新規事業の相談など、お気軽にお問い合わせください。



ひとり親家庭等医療費 扶助の対象を拡充します

ひとり親家庭等医療費扶助事業は、母子家庭などの母と児童に対して医療費の一部を助成することにより、保健の向上や福祉の増進を図ることを目的として、昭和48年から実施しています。

その後改正を経て、現在ではひとり親家庭の母もしくは父の入院費の一部およびその子どもの全ての医療費の一部に対して助成しています。

ひとり親家庭の健康と暮らしを守るため、4月から助成対象を拡充し、ひとり親家庭の母もしくは父の医療費について、入院だけではなく通院や調剤など、保険対象となる医療費全般についても対象とすることとしました。

ただし、医療機関との調整や周知期間が必要なことから、拡充分（通院・調剤など）に対する受給者証の利用は8月からとなります。それまでの期間は医療機関などの窓口でいったん支払っていただき、



町に払い戻しの請求をしていただくこととなりますのでご了承ください。

■問い合わせ
町民課町民生活グループ
☎25-21157

国民健康保険加入者の皆様へ 医療機関で特定健診を受けられるようになりました

特定健診は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目して生活習慣病のリスクの有無を検査し、リスクがある方の生活習慣を改善することを目的とした健康診査です。

今までは、6月と12月に実施するミニドック検診のみでしたが、特定健診の機会を増やすため、4月より次の医療機関でも特定健診を個別に受診できるようにしました。

なお、6月と12月のミニドック検診も引き続き実施しますので、ご自身の予定に合わせて、ミニドック検診か医療機関での健診のどちらかをお選びください。

■特定健診実施の医療機関
○JA北海道厚生連網走厚生病院
☎0152-4313157
○JA北海道厚生連常呂厚生病院
☎0152-5411611

○小清水赤十字病院
☎0152-6212121

■対象者
清里町国民健康保険に加入されている令和4年3月末までに40歳になられる方から74歳までの方

※20歳から39歳までの方はミニドック検診を受診してください

■健診費用（自己負担額）
千円

※人間ドックとしての受診も可能ですが、その場合、特定健診の項目以外の検診費用は別途自己負担となります。

■医療機関での特定健診受診までの流れ
①ご希望の医療機関に直接電話でお申し込みください。
※清里町農協で人間ドックを申し込みの方は、改めての申込みは不要です。
②医療機関より健診予約日の約1週間前までに問診票などが送付されます。

③健診当日は、保険証、受診券、問診票、健診費用を持参してください。
※人間ドックや追加項目を受ける場合には、病院から送付される検査キットや追加料金も持ちください。

■その他
特定健診の受診は、年度ごとにお一人様1回となります。また、対象者には4月中旬に町から受診券を送付します。

■問い合わせ
町民課町民生活グループ（医療保険担当）
☎25-21157



こんな時には国民年金の手続きが必要です

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金（厚生年金・共済年金含む）に加入することが義務付けられています。

国民年金は、みんなで暮らしを支え合う社会保険制度です。加入の種別は、次の3種類に区分されています。

第1号被保険者
自営業者・学生
農業者とその家族など

第2号被保険者
会社員（厚生年金）や
公務員（共済組合）など

第3号被保険者
第2号被保険者の扶養に入っている方

ご本人や配偶者の就職、転職、退職などの場合は、年金の加入手続きや種別変更の手続きが必要です（下図を参照）。年金の加入手続きや種別変更の手続きをされないで、病気やけがで障害が残ったとき



町民課町民生活グループ（戸籍年金担当）
☎25-21157
北見年金事務所（国民年金課）
☎0157-12519635

■こんな時は手続きが必要です

手続き先が町民課町民生活グループ（戸籍年金担当）	被保険者の種別
学生やフリーターなど、厚生年金や共済組合に加入していない方が20歳になったとき（実際に手続きはありませんが、加入通知が届きます）	未加入→第1号
60歳になる前に、会社を退職したとき	第2号→第1号
配偶者に扶養されていた方（60歳未満）で、その配偶者が会社を退職したとき	第3号→第1号
年金受給資格のある第2号被保険者が65歳になり、かつ扶養している配偶者（第3号被保険者）が60歳未満のとき	第3号→第1号
第3号被保険者の方のパート収入が130万円を超えたときなど、配偶者の扶養から外れるようになったとき	第3号→第1号
手続き先が第2号被保険者の勤務先	被保険者の種別
第2号被保険者に扶養されている配偶者が20歳になったとき	未加入→第3号
国民年金第1号被保険者の夫婦で、配偶者が就職して第2号被保険者になり、その第2号被保険者に扶養されるようになったとき	第1号→第3号
第2号被保険者である人が会社などを退職し、第2号被保険者である配偶者に扶養されることになったとき （例：共働き夫婦のどちらかが会社を退職し、配偶者の扶養に入った）	第2号→第3号



国民健康保険制度のお知らせ

令和3年度国民健康保険税率を変更します

国民健康保険は、加入する被保険者の皆さんでお金（国民健康保険税）を出し合い、病気やケガなど必要な医療費の給付を行う制度です。

これまで市町村が個別に行っていた国保会計の運営は、平成30年度からは北海道が行っており、今後北海道は、加入者負担の公平性を図るため、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料となる「統一保険料」を目指すこととしています。

このため、本町においても将来的な統一保険料に向けて改正を行いました。

■資産割を段階的に廃止します

北海道は「国民健康保険運営方針」において、保険料水準の統一を目指す標準的な保険料算定方式として、所得割、資産割、均等割および平等割で構成される4方式から、資産割を廃止して所得割、均等割および平等割で構成される3方式に令和8年度までに移

行することとしています。

本町においても、資産割廃止に向けて検討した結果、令和3年度より資産割の税率を段階的に縮小しながら3方式へ移行することに決定しました。

令和3年度 税率改正の内容

○所得割（前年度の所得に応じて負担）

令和2年度	令和3年度
医療分 6.2%	6.5% (0.3%増)
後期支援分 1.4%	1.5% (0.1%増)
介護分 1.0%	1.0% (改正なし)

○資産割（固定資産税に応じて負担）

令和2年度	令和3年度
医療分 36.0%	24.0% (12.0%減)
後期支援分 9.0%	6.0% (3.0%減)
介護分 5.0%	4.0% (1.0%減)

※平等割・均等割の改正はありません

なお、資産割廃止による保険料減少分を補うため、所得割の税率を引き上げます。改正後の令和3年度の税率は左図のとおりです。

令和3年度調理師試験の実施について

北海道では、調理師法第3条の2第1項の規定に基づき、令和3年度の調理師試験を左記のとおり実施することになりましたのでお知らせします。

■願書受付期間

5月10日(月)～21日(金)

■試験地

北見市

〒093-8585
網走市北7条西3丁目
網走保健所
企画総務課企画係主査
(健康増進)

■試験日時

8月25日(水)
午後1時30分～午後4時

☎0152-41-0695

■受験資格
義務教育を受けた者で、多人数に対して飲食物を提供する学校・病院などの施設、または食品衛生法施行令第35条第1号の飲食店営業、第14号の魚介類販売もしくは第32号のそと製製造業において令和3年5月21日までに2年以上調理の業務に従事した者

■提出書類

- (1)調理師試験受験願書
- (2)調理師試験受験者整理力ード（出願前3カ月以内に脱帽して正面上半身を撮影した写真を貼り付ける）



障がい者支援施設等通所交通費助成事業のお知らせ

障がいのある方が、令和3年4月以降に町外障害福祉サービスを利用した際の交通費の一部を助成します。

■対象者

本町に居住し、清里町住民基本台帳に登録されている方で、障がい者支援施設などに通所している障がい者、障がい者および保護者。ただし、生活保護を受けている方は対象外です。

■助成の範囲

法令で定められている障害福祉サービスのうち、次のサービスを利用した場合に対象となります。

- ・生活介護
- ・自立訓練
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援
- ・児童福祉法
- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス

■保険税の軽減判定の基準が一部変わります

地方税法などが改正され、個人所得課税の見直し（給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替）に伴い、国民健康保険税の負担水準に関して現行と同水準とするため、軽減判定所得基

準が左図のとおり変更になります。

■問い合わせ

町民課税務・収納グループ
☎25-2136



令和3年度 軽減判定所得基準の変更内容

軽減割合	軽減判定所得基準（所得が次の金額以下の世帯）	
	現行（令和2年度）	改正後（令和3年度）
7割軽減	33万円	43万円+10万円×（年金・給与所得者数-1）
5割軽減	33万円+（28万5千円×被保険者数および特定同一世帯所属者の数）	43万円+28万5千円×被保険者数および特定同一世帯所属者の数+10万円×（年金・給与所得者数-1）
2割軽減	33万円+（52万円×被保険者数および特定同一世帯所属者の数）	43万円+52万円×被保険者数および特定同一世帯所属者の数+10万円×（年金・給与所得者数-1）

■助成額
○鉄道が運行されている区間を通所する場合
鉄道旅客運賃の額（日数分の運賃と定期券購入額を比較して安価な額）
○鉄道が運行されていない区間を通所する場合
居住地から施設までの距離1キロメートルにつき40円に日数を乗じて得た額
※障がい児が「児童福祉法」に係るサービスを利用する際に、保護者同伴で鉄道を利用した場合は、障がい児と保護者の鉄道旅客運賃額を対象とします。

助成金を受けるには、申請書の提出が必要となります。詳しくは、町ホームページをご覧ください。福祉介護グループへお問い合わせください。

	対象月	申請時期	支給時期
上期	当該年度 4月～9月通所分	9月	10月末
下期	当該年度 10月～3月通所分	3月	4月末

■問い合わせ

保健福祉課福祉介護グループ（保健センター内）
☎25-3847

町営住宅の入居者を募集します

■申込期間（一般募集住宅）
4月1日（木）～4月9日（金）
※さつる団地（1LDK）は、随時募集しています（申込期間の定めはありません）。
入居申込者に応じて、申込み時に必要となる書類が異なりますので、お早めの相談をお願いいたします。

■入居資格
①収入基準を満たしている方
②住宅に困窮していることが明らかである方
③単身向け住宅については、入居時の年齢が59歳以下の方
④世帯向け住宅については、同居親族のある方
⑤高齢者向け住宅については、概ね65歳以上で体が虚弱な方を有する世帯
※これ以外にも入居資格がありますので、詳しくは窓口でご相談ください。

■住宅使用について
ペット（犬・猫などの小動物）の飼育は禁止しています。また、駐車場は各戸につき1台分です。

■問い合わせ
町民課町民生活グループ
☎25-3577



あたたかなお気持ちありがとうございます

社会福祉協議会へ寄付

（老健きよさと・ケアハウスきよさと含む）

【寄付金】

梅内 美紀夫さん（上斜里南）
伊藤 二三子さん（羽衣町第1）
清里町遺族会

【お品物】

美馬 廣子さん（向陽北）
塚田 武子さん（札弦町第1）
近藤 富士子さん（斜里町）
半澤 裕美さん（斜里町）
J A 清里町女性部

特別養護老人施設へ寄付

【寄付金】

梅内 美紀夫さん（上斜里南）

【お品物】

羽衣町第2自治会女性部



住宅用太陽光発電システムの導入を支援します

清里町では、再生可能エネルギーの普及事業を継続し、令和元年度～4年度の期間において、家庭から排出される二酸化炭素排出量を削減し環境への負荷の少ない「住宅用太陽光発電システム」を設置される方に対し、設置費用の一部を助成します。設置を予定されている方は、お問い合わせください。

■対象者
①清里町に住所を有し（町内に新築して住宅を建設または購入して転入する方を含む）居住する方のうち、町内の住宅に発電システムを新たに設置する方、または町内において発電システム付きの住宅（新築のものに限る）を購入する方
②町税、各種手数料および使用料などを滞納していない方
③当該年度の3月末日までに補助事業実績報告書を提出できる方

※設置後1年間、発生電力量などのデータを報告していただきます。

■補助の対象となるシステム
省エネナビが設置されていて、未使用のもの（中古品は対象外）で、電力会社と電力需給契約を締結でき、発電システムの最大出力の合計値が10キロワット未満のものなどの条件があります。

■受付期間
令和3年4月1日（木）～令和4年1月31日（月）

■補助金の額
発電システムの最大出力の値（kw表示とし、小数点以下第3位を四捨五入）に6万円を乗じて得た額で、30万円が上限です。また、千円未満は切り捨てとなります。



■補助金の計算例
○最大出力 2.955 kWの場合
6万円×2.96kW=17万7千円（千円未満切り捨て）
○最大出力 5.544 kWの場合
6万円×5.54kW=33万2千400円（30万円を上限）

■申込方法
産業建設課建設グループに備えている所定の申請様式（町ホームページからもダウンロードできます）に必要書類を添付してお申込みください。

○ホームページアドレス
<https://www.town.kiyo.sato.hokkaido.jp>
○ホームページQRコード

■詳細と申込先
産業建設課建設グループ
☎25-3577

■公営住宅

団地名	住所	対象世帯	間取り	部屋番号	月額住宅使用料	
青葉団地	緑町 22 番地 5	一般世帯向け ※単身入居要件有	3DK	238号	8,600円～12,800円	
				242号	8,800円～13,100円	
札進団地	札弦町 51 番地 2		2DK	268号	5,700円～8,500円	
			札南団地	札弦町 36 番地 3	2DK	212号
3DK	217号				5,500円～8,200円	
羽衣第2団地	羽衣町 39 番地 173		3DK	221号	6,000円～8,900円	
はごろも団地	羽衣町 21 番地 10		一般世帯向け	2LDK	05-79号	20,100円～30,000円
さくらんぼ団地	水元町 35 番地 5		一般世帯向け	3LDK	92-24号	19,400円～29,000円
					93-39号	19,700円～29,300円
					93-43号	
さつる団地	札弦町 316 番地 5	一般世帯向け	2LDK	14-109号	19,700円～29,400円	

■特定公共賃貸住宅

団地名	住所	対象世帯	間取り	部屋番号	月額住宅使用料
さつる団地 【随時募集住宅】	札弦町 316 番地 5	単身者向け	1LDK	96-641号	21,000円
				96-642号	
				96-644号	
				97-647号	
リバーサイド団地	羽衣町 37 番地 3	単身者向け	1LDK	94-625号	21,000円
ふれあい団地	羽衣町 39 番地 4	単身者向け	1LDK	99-671号	21,000円
				一般世帯向け	2LDK
		羽衣町 39 番地 3			

■特別賃貸住宅

団地名	住所	対象世帯	間取り	部屋番号	月額住宅使用料
さくら団地	羽衣町 27 番地 14	一般世帯向け	3LDK	92-504号	41,000円